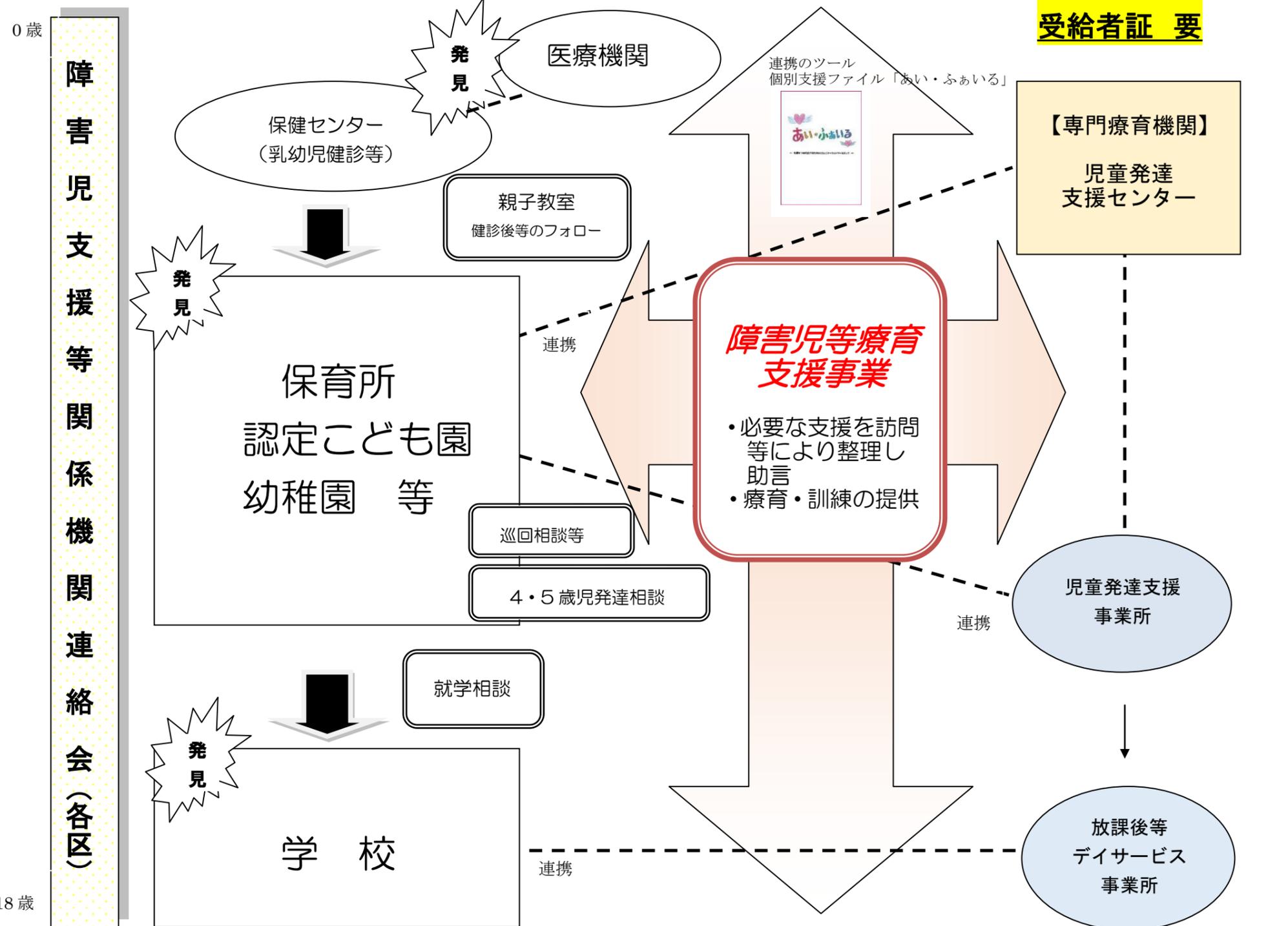
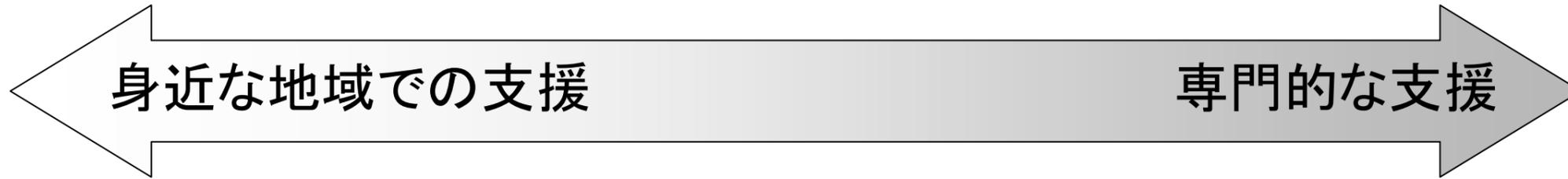


堺市における障害児支援体制

＜障害児等療育支援事業(あい・すてーしょん)＞の充実 ～つなげる支援、つながる支援～



★要支援連携加算を創設しより丁寧な支援が必要なケースに対応できる体制を整備する。

- ・虐待ケース
- ・家族への支援が特に必要なケース(ひとり親家庭、保護者が障害者など)
- ・複数の機関調整が必要なケース

基本単価に 2,500 円/回を加算

【事業目的】

① **早期支援の推進**
保護者の障害の受容や理解が難しいなどの理由で、サービスの利用に繋がらず、適切な支援が行き届いていないケースに対し、事業所等への来所の他、自宅や保育所等への訪問等により、必要な療育指導や相談を行う。

② **タイムリーかつ継続した支援**
身近な地域でより迅速な支援の提供と、地域の関係機関の連携による効果的な支援を行う。

③ **必要な支援やサービス等へ引き継ぐ連携ステーション**
子どもの発達や家族状況などから必要な支援を整理し、受給者証の申請や多様な支援・サービスについての利用方法の説明を含め、「あい・ふぁいる」を活用し適切な支援へ引き継ぐ。

【事業内容】

- ① 自宅への訪問等による指導・相談
- ② 事業所への通所による指導・相談
- ③ 保育所や障害児通所支援事業所等、施設職員への指導・助言

○地域支援の実施
「あい・ふぁいる」活用セミナーの実施、保護者交流や学習の場、親子の居場所づくり